保護者負担の適正化について

仙台市教育委員会より,毎年度保護者負担である私費(校納金)の徴収にあたっては,適 切な対応を行うよう指示されております。

学校運営に係る経費につきましては、「住民の税外負担の禁止」(地方財政法第27条の4) 「学校の管理経費の負担」(学校教育法第5条)等により、公費負担とされております。

私費負担とすべき経費は、「児童・生徒個人の所有物に係る経費で、学校、家庭のいずれでも使用出来るものや、学級、学年等の特定の集団の全員が個人用の教材・教具として使用するもの」「教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童・生徒に還元されるものにかかる経費」となっております。

西中田小学校におきましては、別添「私費・公費の負担区分」に則って、適切な評価の元 教材の選定を行うなど、毎年度見直しを図って経費の節減と保護者負担の適正化に努めて おります。

